令和８年度愛媛地方最低賃金審議会第２回愛媛県最低賃金専門部会　議事録

日時

令和８年８月５日（水）13：25～16：08

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎７階）

出席者

公益代表委員
　森本部会長、井上部会長代理、園田委員
労働者代表委員
　竹箇平委員、寺田委員、長岡委員
使用者代表委員
　小池委員、西岡委員、村上委員
事務局
　沖田労働基準部長、小玉賃金室長、髙尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

１　開　会
２　金額審議
３　その他
４　閉　会

議事

○賃金室長
　お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
　本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。
　それでは、森本部会長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

○森本部会長
　ただ今から、第２回愛媛地方最低賃金専門部会を開催いたします。
　本日は第１回に引き続き金額審議を行いますので、公労、公使に分かれて審議を行います。

二者間協議となる金額審議は、非公開としておりますので、これ以降の審議は非公開となります。傍聴人の方は、御退席いただきますようお願いいたします。

（傍聴者退席）

（以降具体的な金額審議）

○労働者側（２回目金額提示）
2030 年代前半までに最低賃金全国加重平均 1,500 円達成という政府目標があることから、それを意識した審議が必要である。
愛媛県最低賃金は、愛媛県パートタイム労働者の求人票の募集賃金の下限額及び平均額を下回っているので、この乖離の解消を図るべきである。
以上の主張を踏まえ、連合春闘結果 16,006 円を毎月勤労統計調査の実労働時間数 136.5 時間で割ると 117 円となるので、現行の愛媛県最低賃金から 117 円を引き上げた 1,150 円（引上げ率 11.32％）を提示する。

○使用者側（２回目金額提示）
現行の愛媛県最低賃金から 43 円引き上げた 1,076 円（引上げ率 4.16％）を提示する。
経団連（中小企業）の春闘賃上げ妥結状況の伸び率 4.20％を適用し、1,033 円×4.20％＝43.39 円、円未満端数を四捨五入し、引上げ額 43 円とした。
これは、時間単価の高い労働者も含まれる伸び率であるが、労使交渉の結果によるもので、紛れもない中小企業の賃上げ実績である。
また、引上げ率 4.16％は、2025 年 10 月から 2026 年６月までの平均消費者物価指数の対前年比伸び率を上回る数値であり、物価上昇への対応もでき、賃金支払の能力を超える過度の負担を避け得る現実的な数値と考える。

（部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す）

○労働者側（３回目金額提示）
結審に向けた歩み寄りとして、愛媛県毎月勤労統計調査における卸売・小売業（労働者数 30 人以上）の時間当たり賃金額 1,131 円と、愛媛県最低賃金との差額 98 円引き上げた 1,131 円（引上げ率 9.49％）を提示する。

○使用者側（３回目金額提示）
結審に向けた歩み寄りとして、51 円引き上げた 1,084 円（引上げ率 4.94％）を提示す

る。
　中央最低賃金審議会答申の目安の引上げ率 4.9%（全国加重平均）を基準としたもので、1,033 円×4.9%＝50.62 円の円未満端数を四捨五入し、引上げ額 51 円とした。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

（審議を公開）

○森本部会長
　それでは全体会議に戻ります。
　本日は、具体的に金額提示をいただきながら審議を行いましたが、労使の意見の一致に至りませんでした。
　各側委員におかれましては、引き続き歩み寄りに向けて御検討いただき、次回の専門部会に臨んでいただきたいと思います。
　金額審議について、他に御発言はございますか。

（発言なし）

○森本部会長
　それでは議事を進めます。議事項番３「その他」に入ります。
　委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（発言なし）

○森本部会長
　事務局から、今後の予定をお願いします。

○賃金室長
　次回、第３回専門部会は、８月 19 日（水）13 時 30 分からを予定しております。
　また、第３回本審も、同日 15 時 30 分からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
　事務局からは以上でございます。

○森本部会長
　以上で、第２回専門部会を終了いたします。
　委員の皆様、長時間ありがとうございました。